

地域リハ実施要綱

現 行

改正箇所案

第1 目的 (略)

第2 地域リハビリテーション支援事業
 地域リハビリテーション支援事業については、支援センターの指定を受けた都立医療機関が自ら実施するほか、支援センターの指定を受けた医療機関等に事業を委託して実施することができる。事業内容は、以下のとおりである。

- 1 地域のリハビリテーション従事者の研修、援助
- 2 直接地域住民と接する相談機関の支援
- 3 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援
- 4 地域の関係団体の支援
- 5 連絡会、事例検討会の実施
- 6 その他、地域のリハビリテーションの推進に必要な事業

第3 実施地域 (略)

第4 支援センター

第5 支援センターの指定の手順等

1及び2 (略)

3 支援センターの指定期間は、原則として2年とする。ただし、再指定を妨げない。
 支援センターは、指定期間終了後に、地域リハビリテーション支援事業等の活動状況を、東京都リハビリテーション協議会に報告する。東京都リハビリテーション協議会は、地域リハビリテーション支援事業の活動について評価を行う。

4 支援センターは、その所在する二次保健医療圏内においてリハビリテーション医療を専門的に実施している病院等(以下「協力施設」という。)を指名し、連携して本事業を推進することができる。
 福祉保健局長は協力施設に対し、別記第2号様式により、その旨を通知することができる。

第6 (略)

第7 経費の負担

第2 地域リハビリテーション支援事業

- 1 (現行どおり)
- 2 必須の役割(1)地域リハ力の向上、(2)介護リハの支援、(3)地域リハ関係者の連携強化
- 3 選択する役割(1)区市町村による在宅リハ支援事業への支援、(2)高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援、(3)地域で特にニーズの高いテーマに関する研修等

第5 支援センターの指定の手順等

3 支援センターの指定期間は、原則として3年とする。ただし、再指定を妨げない。

第5 支援センターの指定の手順等

4 (1)連携施設、(2)協力施設

第7 経費の負担

- 1 (現行どおり)
- 2 連携施設と業務委託契約書に基づき、都の予算の範囲内で支払うことができるものとする。ただし、ケアマネ研修テキスト原稿作成と地域協議会の設置を除く。
- 3 受託者は、受託者と連携施設の実績を都に報告

指 定 基 準

現 行

改正箇所案

地域リハビリテーション支援センターの指定基準は、以下のとおりとする。

1 診療体制
 地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

(1) 従事者

ア リハビリテーション科専従の常勤医師が配置されていること。なお、リハビリテーションに関する専門的知識を有する医師が配置されていることが望ましい。

イ 理学療法士、作業療法士が常勤で配置されており、また、原則として言語聴覚士が配置されていること。

ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

(2) 医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日保医発0305003号)第40の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」第40の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び第42の運動器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

2 連携体制

(1) 紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること。

(2) 他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること。

3 相談体制
 地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること。

1 診療体制

(2) 医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」(平成22年厚生労働省告示第73号)第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第3号)第40の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」第40の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び第42の運動器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設